

# 一般財団法人愛媛県市町村職員互助会運営規程

〔全部改正〕  
〔平成25年4月1日〕

改正	平成26年4月1日	平成26年5月27日
	平成27年9月16日	平成28年4月1日
	平成28年4月1日	平成30年4月1日
	令和4年10月1日	令和5年3月22日
	令和6年4月1日	令和6年11月1日
	令和7年4月1日	

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人愛媛県市町村職員互助会定款（平成25年4月1日制定。以下「定款」という。）第53条の規定に基づき、定款の施行及び一般財団法人愛媛県市町村職員互助会（以下「互助会」という。）の運営並びに業務の執行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

### (所属所及び所属所長)

**第2条** 互助会の所属所とは、愛媛県内の市町及びその一部事務組合とし、所属所長とは、当該市町長及び一部事務組合長とする。

2 前項のほか、会長は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に規定する地方公営企業を基準として、又はその他必要な所属所を設け、当該所属所に所属所長を置くことができる。

## 第2章 会員

### (会員)

**第3条** 互助会に会員を置く。

2 会員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 愛媛県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員及び第2条に規定する所属所（以下「市町等」という。）に使用され、市町等から給与を受けている者のうち会長が適當と認めた者（以下「現職会員」という。）

(2) 互助会の職員（以下「現職会員」という。）

(3) 現職会員であった者又はその配偶者で、次に掲げる者

ア 共済組合グループ保険事業の退職継続契約を締結した者（以下「グループ保険会員」という。）

イ 退職会員となることを希望する旨を会長に申し出た者（以下「退職会員」という。）

ウ 現職会員であった者の配偶者で配偶者特別会員となることを希望する旨を会長に申し出た者（以下「配偶者特別会員」という。）

3 会員は、互助会の目的達成のため、積極的に事業に参加するよう努めなければな

らない。

(会員の資格取得)

**第4条** 現職会員は、前条第2項第1号又は第2号の要件を備えるに至った日から、その資格を取得する。

- 2 グループ保険会員は、共済組合グループ保険事業の退職継続契約を締結した日から、その資格を取得する。
- 3 退職会員は、退職の日の前日まで引き続いて1年以上現職会員であった者が満55歳以上で満70歳に達した日の属する月の月末（以下「70歳」という。）までの間に退職し、その退職の日から起算して20日を経過する日（正当な理由があると会長が認めた場合には、その認めた日。次項において同じ。）までに退職会員となることを希望する旨を会長に申し出たときは、その退職の日の翌日から、その資格を取得する。
- 4 配偶者特別会員は、死亡の日の前日まで引き続いて1年以上現職会員であった者が満55歳以上で70歳までの間に死亡したときで、当該現職会員の配偶者の年齢がその死亡の日現在において満55歳以上で70歳までの間にある者である場合は、当該配偶者が、その死亡の日から20日を経過する日までに配偶者特別会員となることを希望する旨を会長に申し出ることにより、その死亡の日の翌日から、その資格を取得する。

(会員の資格喪失)

**第5条** 現職会員が、第3条第2項第1号又は第2号の要件を欠くに至ったときは、その翌日から、その資格を喪失する。

- 2 グループ保険会員が、共済組合グループ保険事業の退職継続契約を解約したときは、その翌日から、その資格を喪失する。
- 3 退職会員又は配偶者特別会員（以下「退職会員等」という。）が第1号から第3号までの一に該当するに至ったときはその翌日から、第4号に該当するに至ったときはその日から、その資格を喪失する。
  - (1) 70歳に達したとき。
  - (2) 70歳に達する前に死亡したとき。
  - (3) 退職会員等でなくなることを希望する旨を会長に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。
  - (4) 現職会員の資格を取得したとき。

(会員の異動報告)

**第6条** 所属所長は、その所属の現職会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、会員の異動報告書を会長に提出しなければならない。

- (1) 新たに当該所属所の現職会員となったとき。
  - (2) 当該所属所に属する現職会員でなくなったとき。
- 2 前項に規定する報告の内容については、会長が別に定める。

(現職会員の期間)

**第7条** 現職会員の期間は、現職会員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの期間の年月数とする。

2 現職会員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を1月として現職会員期間を計算する。

(会員の権利)

**第8条** 会員は、別に定めた給付を受ける権利を有する。

(権利の譲渡禁止)

**第9条** 会員は、互助会から給付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供することはできない。

(会員の義務)

**第10条** 会員は、この互助会に対し次に掲げる義務を負う。

(1) 互助会の諸規程及び機関の決定に服する義務

(2) 現職会員は、掛金を納付する義務

### 第3章 事業

(事業)

**第11条** 互助会は、定款第4条第1項第1号及び第6号に規定する事業として、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 定款第4条第1項第6号に規定する事業としての「住民福祉及び市町行政を支援する事業」

(2) 定款第4条第1項第1号に規定する「会員を対象とする共済その他の福利厚生事業」

ア 個人積立年金に関すること。

イ グループ保険及びがん保険に関すること。

ウ 給付事業に関すること。

(ア) 現職会員に対する給付

⑦ 入院差額料補助金の給付

① 入院見舞金の給付

⑨ 災害見舞金の給付

⑩ 結婚祝金の給付

⑪ 出産祝金の給付

⑫ 入学祝金の給付

⑬ 銀婚祝金の給付

⑭ 永年会員祝金の給付

⑮ 死亡弔慰金の給付

⑯ 人間ドック等補助金の給付

⑰ 在宅看護見舞金の給付

⑲ 遺児奨学一時金の給付

⑳ 生涯生活設計セミナーの開催

- ⑦ 退会記念給付金の給付
- ⑧ 医療補助金の給付
- (イ) 退職会員等に対する給付
  - ⑨ 退職医療給付金の給付
  - ⑩ 退職医療返還一時金の給付
  - ⑪ 退職医療死亡弔慰金の給付
  - ⑫ 退職医療脱退一時金の給付
- エ その他福利厚生に関すること。

2 前項第1号及び第2号に規定する事業の実施に関しては、別に定めるところによる。

#### 第4章 掛金及び負担金

##### (掛金)

**第12条** 現職会員は、互助会の給付に要する費用に充てるため掛金を負担しなければならない。

2 掛金は、現職会員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、現職会員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき、徴収するものとする。

3 現職会員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金を徴収する。

4 前項の掛金は、現職会員の標準報酬の月額を標準とし、その標準報酬の月額に1,000分の1.9を乗じて得た額とする。

5 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号若しくは同法第23条第2項若しくは同法第24条第1項第2号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をしている現職会員（第7項の適用を受けている現職会員を除く。）が会長に申出をしたときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の掛金は、徴収しない。

(1) その育児休業を開始した日の属する月とその育児休業が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合 その育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

(2) その育児休業を開始した日の属する月とその育児休業が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業の日数が14日以上である場合 当該月

6 現職会員が連續する2以上の育児休業をしている場合における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業とみなす。

7 産前産後休業期間中については、現職会員が会長に申出をしたときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその

産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

(掛金の算定)

**第13条** 掛金は、現職会員の標準報酬の月額を標準として算定する。

2 掛金の標準となる標準報酬の月額及び最高限度額は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第43条に定めるところによる。

(端数計算)

**第14条** 掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条の規定を準用し、1円未満の端数が生じたときは切り捨て、その金額が1円未満であるときは1円として計算する。

(掛金の給与からの控除)

**第15条** 市町等は、現職会員である職員の給与を支給する際、その者の給与から掛金に相当する金額を控除するものとする。

(負担金)

**第16条** 市町等は、互助会の給付に要する費用に充てるため、現職会員の掛金の標準となった標準報酬の月額の1,000分の1.9に相当する金額を負担金として、負担しなければならない。

2 第12条第5項から第7項までに規定する掛金を徴収しない育児休業期間及び産前産後休業期間に係る現職会員の負担金は、前項の規定にかかわらず免除する。

(掛金及び負担金の払込み)

**第17条** 所属所長は、第12条及び前条に規定する掛金及び負担金を毎月末までに互助会に払い込まなければならない。

(一時拠出金)

**第17条の2** 現職会員又は現職会員であった者の配偶者が、第11条第1項第2号ウ(イ)の②に規定する退職医療給付金の給付を受けるため、退職会員等の資格を取得しようとする場合は、一時拠出金を拠出しなければならない。

2 前項に規定する一時拠出金は、退職医療給付金の給付に係る所要財源率1,000分の513から、次の各号により現職会員期間(第7条に規定する期間(第4条第4項に規定する退職の日に引き続く期間に限る。)をいう。以下同じ。)に応じて定める財源率に当該各号の期間における現職会員期間の月数を乗じて得た率の合計を控除した率を算定標準報酬月額に乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

(1) 平成7年4月1日から平成18年3月31日までの現職会員期間 1,000分の1.425

(2) 平成18年4月1日以降の現職会員期間 1,000分の0.475

3 前項に規定する算定標準報酬月額は、次の各号のうちいずれか少ない額とする。

(1) 退職会員の退職の日の属する月の掛金の標準となった標準報酬の月額

(2) 前年(1月から3月までの標準報酬の月額の場合にあっては、前々年)の9

月30日における一般財団法人愛媛県市町村職員互助会給付規程の規定の適用を受ける現職会員の掛金の標準となった標準報酬の月額の合計額を当該現職会員の総数で除して得た額に基づく標準報酬の月額

- 4 配偶者特別会員の資格を取得する者にあっては、当該者の配偶者であった者の現職会員期間をもって、第2項に定める一時拠出金を算定する。
- 5 退職会員等は、第2項に規定する一時拠出金の額をその退職の日又は死亡の日から起算して60日を経過する日（正当な理由があると互助会が認めた場合には、その認めた日）までに互助会に払い込まなければならない。
- 6 前項の規定により退職会員等が一時拠出金の額を払い込もうとする場合において、退職会員等に次の各号に規定する額があるときは、払い込むべき一時拠出金の額から当該額を控除して払い込むことができる。
  - (1) 退職会員の資格を取得しようとする場合において、その者の退職の日の年齢が満60歳を超えているとき、又は配偶者特別会員の資格を取得しようとする場合において、当該者の年齢が当該者の配偶者であった者の死亡の日において満60歳を超えているときの当該退職会員等の資格を取得しようとする者の年齢が満60歳に達した日から退職会員等の資格を取得しようとする日の前日（現職会員の退職の日又は死亡の日）までの期間の年数1年（1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）につき5,000円の額
  - (2) 平成7年4月1日の前日に現職会員であった者で平成7年4月1日に現職会員であり、引き続き現職会員であるものに係る昭和61年4月1日から平成7年4月1日の前日までの期間の給付（旧財団法人愛媛県市町村職員互助会給付規程第23条、附則第4項、平成4年4月1日の改正附則第3項及び第4項に規定する退職餉別金の額）

（給付費用の負担区分）

**第17条の3** 第12条に規定する掛金及び第16条に規定する負担金は、第11条第1項第2号ウに規定する給付に要する費用に充てなければならない。

- 2 前項の規定により、掛金及び負担金を給付に要する費用として負担する場合における負担額は、次の表に掲げる負担区分により、それぞれ当該負担区分に掲げる金額の範囲内でなければならない。

負担区分		現職会員に対する給付		退職会員等に対する給付
		第11条第1項第2号ウの（ア）（②を除く。）及び附則第2項に規定する給付に要する費用	第11条第1項第2号ウの（ア）の②に規定する給付に要する費用	
負担額	掛金	標準報酬の月額の1,000分の0.275に相当する金額	標準報酬の月額の1,000分の1.15に相当する金額	標準報酬の月額の1,000分の0.475に相当する金額
	負担金	標準報酬の月額の1,000分の1.9に相当する金額	—	—

	計	標準報酬の月額の1,000分の2.175に相当する金額	標準報酬の月額の1,000分の1.15に相当する金額	標準報酬の月額の1,000分の0.475に相当する金額
--	---	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------

(費用負担の特例)

**第17条の4** 市町等は、第16条に規定する給付に要する費用の負担が、財政事情その他の事由により困難となったとき、当分の間、当該市町等の現職会員が、同条に規定する給付に要する費用を、市町等に代わって負担することができるものとする。この場合において、当該市町等は、同条に規定する給付に要する費用を負担したものとみなす。

## 第5章 会議

(理事長)

**第18条** 定款第35条の規定により、互助会の理事会は、理事をもって構成する。この場合において、理事に欠員が生じた場合にあっても、なおその権能を有するものとする。

(理事会の権能)

**第19条** 定款第36条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項については、理事会の決議を得なければならない。

- (1) 寄附財産の受入れに関すること。
- (2) 新規に開始する事業に関すること。
- (3) 事業計画及び収支予算の変更に関すること。

2 会長は、前項に定める事項については、評議員会においてその承認を得なければならない。

(正副会長会議)

**第20条** 会長は、次の各号に掲げる重要事項については、正副会長会議を開催し、あらかじめ議案について協議するものとする。

- (1) 事業計画及び収支予算並びに決算に関すること。
- (2) 評議員の改選に関すること。
- (3) 定款の変更又は解散に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項

(専門部会の設置)

**第21条** 理事会は、会務の執行に関し必要と認めるときは、理事会に専門別に部会を設けることができる。

(選任)

**第22条** 役員及び評議員の選任は、投票又は指名推せんの方法による。

- 2 会長の選任に当たっては、市町長の職にある理事から選任しなければならない。
- 3 会長又は副会長が欠けたときは、理事会は速やかに後任者を選任しなければならない。この場合において、補欠理事の選任は、評議員会において、先に行わなければならない。
- 4 定款第14条及び第28条で定める役員及び評議員の選任に当たっては、「共済組合」

の組合会議員（以下「組合会議員」という。）のうち市町長の職にある理事、評議員及び市町長以外の市町職員である理事、評議員各3名以内並びに市町長の職にある監事及び市町長以外の市町職員である監事各1名を選任するものとする。ただし、組合会議員である理事、評議員及び監事が組合会議員の資格を失ったときは、その資格を失う。

5 前項の評議員以外に組合会議員及び市町の職員以外の者で、法律若しくは経済又は地方自治に関して豊富な識見又は経験を有する評議員（以下「学識経験評議員」という。）4名以内を選任しなければならない。ただし、学識経験評議員が市町の職員となったときは、その資格を失う。

6 役員及び評議員の選任に当たっては、過半数を会員から選ばなければならない。  
(辞任)

**第23条** 理事及び監事は、理事会の許可を得て辞任することができる。又、評議員は、評議員会の許可を得て辞任することができる。ただし、長期の療養その他真に止むを得ない理由によるものでなければならない。

(会議の傍聴)

**第24条** 理事会及び評議員会は、傍聴させることができる。ただし、議長は、傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎたてる等会議を妨害するときは、これを制止し、その命に従わないときは、これを退場させることができる。

(公告)

**第25条** 会長は、評議員会において決議された事項のうち、次の各号に掲げるものは、公告しなければならない。

- (1) 定款又は事業に係る規程の制定及び変更に関する事項
- (2) 毎年度の決算及び財務の状況

2 公告は、互助会の発行する会報を通じて行う。

## 第6章 監査

(監査)

**第26条** 監査は、定例監査及び臨時監査とし、監事が行うものとする。

2 定例監査は、毎事業年度末日現在において行うものとする。  
3 臨時監査は、出納役に異動があった場合及び監事又は会長が必要と認めた場合に行うものとする。

(監査報告)

**第27条** 監査は、監査が終了したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項

- (6) 文書をもって注意しなければならない事項
- (7) その他必要な事項  
(所属所長の報告)

**第28条** 所属所長は、毎月における現職会員の人数、標準報酬の月額、被扶養者数、掛金及び負担金に関する報告を当該月の 22 日までに互助会に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告の内容については、会長が別に定める。

## 第7章 雜則

(会長の専決)

**第29条** この規程及び定款又はその他の規程、規則において定めるものを除き、互助会の業務に関しては、会長の専決により執行するものとする。

(市町等の協力)

**第30条** 互助会は、その目的を達成するため必要な範囲内において市町及び共済組合から便宜の供与を受けることができるものとする。

(公認会計士、顧問弁護士の委嘱)

**第31条** 会長は、業務の適正を期するため必要と認めるときは、公認会計士及び顧問弁護士を委嘱することができる。

## 附 則

この規程は、一般財団法人愛媛県市町村職員互助会の移行の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

## 附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に給付事由の生じた競技大会助成金については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第6項及び第16条第2項の規定は、平成26年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この改正は、公告の日から施行する。ただし、改正後の第12条第4項、第13条第2項及び第3項並びに第14条の規定は、平成27年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第12条第4項、第13条第2項及び第3項並びに第14条の規定は、平成27年10月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年10月以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

## 附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、公告の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

改正 令和4年10月1日、令和6年4月1日

- 1 この改正は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正による改正後の第4条の規定は、令和4年4月1日以後に現職会員となった者から適用し、それ以前に現職会員となった者は、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第266号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）において現職会員の資格を取得したものに係るこの改正による改正後の第4条の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であった間、本会の現職会員であったものとみなす。
- 4 この改正による改正後の第17条の2の規定は、施行日以後に退職した退職会員について適用する。この場合において、施行日から令和5年3月31日の前日までに退職した退職会員及び配偶者特別会員に係る一時拠出金については、「退職会員等につき一時拠出金を徴収すべき月の属する年（当該月が1月から9月までの場合には、前年）の9月30日」とあるのは「令和4年1月1日」と、「標準報酬の月額」とあるのは「給料月額」とし、「標準報酬の月額の合計額」とあるのは「給料月額に1.25を乗じて得た額に基づく標準報酬の月額」とし、令和5年3月31日から令和6年3月31日の前日までに退職した退職会員及び配偶者特別会員に係る一時拠出金については、「退職会員等につき一時拠出金を徴収すべき月の属する年（当該月が1月から9月までの場合には、前年）の9月30日」とあるのは「令和4年10月1日」とし、令和6年10月1日から令和7年3月31日の前日までに退職した退職会員及び配偶者特別会員に係る一時拠出金については、「退職会員等につき一時拠出金を徴収すべき月の属する年（当該月が1月から9月までの場合には、前年）の9月30日」とあるのは「令和5年9月30日」とする。

## 附 則

この改正は、令和4年10月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この改正は、公告の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。
- 2 この改正による改正後の第12条及び第16条の規定は、令和4年10月1日以後に開始する育児休業について適用し、同日前に開始した育児休業については、なお従前の例による。

## 附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この改正は、令和6年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正前の一般財団法人愛媛県市町村職員互助会運営規程第3条第2項第3号イに規定するがん保険会員のうち、施行日において契約している保険期間が満了していない者については、自らががん保険事業の退職継続契約を解約しない限り、施行日以後同年11月30日まで、当該がん保険会員の資格を引き続き有するものとする。

## 附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第17条の2の規定は、令和7年4月1日以降退職会員となった者から適用し、それ以前に退職会員となった者は、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の第17条の3の規定は、令和7年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。